

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社ライムインシモト
業者の住所：長崎県諫早市貝津町2071-7
- 2 指名停止措置期間：令和7年8月21日から令和7年11月20日まで（3か月）
- 3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県
- 4 事実概要
同社は、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において、水増しした完成工事高を計上して審査を受けたことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年6月13日、建設業許可行政庁である長崎県知事から監督処分（45日間の営業停止処分）を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の11（第6の3を適用）

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～10 略	
(建設業法違反行為)	
11 部局の所在する都道府県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上9か月以内
12～14 略	